

# 東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金交付要綱

30北地産第3181号

平成31年3月5日区長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都北区商工業魅力発信事業実施要綱（平成30年3月16日付29北地産第2923号）に基づき開催された区内商工業の魅力発信に関するプレゼンテーションのコンテスト（以下「プレゼンコンテスト」という。）において優秀な成績を収めた提案の実現に向けて、プレゼンコンテストのテーマの対象となった商店街等（以下単に「商店街等」という。）に対し、予算の範囲内で必要な経費を補助することにより、商店街等の魅力発信及び活性化を図ることを目的とする。

## (補助金の交付対象)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、商店街等が別表第1に定める補助事業を行うために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助事業は、商店街等がプレゼンコンテストのテーマの対象となった年度の翌年度から起算して3年度目（次項において、「補助限度年度」という。）までに実施するものとし、一の補助事業につき、最大3回（同一年度に1回に限る。）まで補助を受けることができるものとする。ただし、補助事業が別表第2に掲げる商店街振興に係る事業の補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の交付をこの要綱による補助金の交付とみなし、この要綱による補助回数に含めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、商店街等に特別な事情があり補助限度年度を超えて補助することが相当と認めるときは、1箇年度に限り補助限度年度を延長することができる。

## (補助率等)

第3条 補助率及び補助限度額は、別表第3のとおりとする。ただし、1千円未満の端数は切り捨てるものとする。

## (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする商店街等は、区長が定めた期日までに東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を区長に提出するものとする。

## (補助金の交付決定)

第5条 区長は前条の申請があつた場合は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めるときは、速やかに補助金の交付を決定するとともに、東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により商店街等に通知し、補助の目的に適合しないと認めるときは、速やかに補助金の不交付を決定するとともに、東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により、商店街等に通知するものとする。

## (交付の条件)

第6条 区長は前条の規定により交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達

成するために、必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 商店街等は第5条の規定による交付決定（以下「交付決定」という。）の内容又はこれに付された条件に不服があり、第4条の規定による交付申請（以下「交付申請」という。）の全部又は一部を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

2 商店街等は、前項に規定する場合のほか、交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、商店街等（交付決定を受けたものに限る。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業が実施できないと認められるとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(事故報告)

第9条 商店街等は、補助事業が当該年度内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けるものとする。

(補助事業の内容変更等)

第10条 商店街等は、事業の名称、実施期間等の内容を変更しようとする場合、又は中止しようとする場合には、あらかじめ東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金事業変更申請書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。ただし、軽微な事項については、この限りでない。

(実績報告)

第11条 商店街等は、補助事業が完了したときには速やかに、東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金実績報告書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 区長は前項の規定により実績報告を受けた場合は、関係書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及び条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき額の補助金を確定し、東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により商店街等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 商店街等は、前条に規定する確定通知書を受け取ったときは、速やかに東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金請求書（別記第7号様式）を区長に提出するものとする。

（補助金の支払）

第14条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を商店街等に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第15条 商店街等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに東京都北区商店街魅力発信サポート事業補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（別記第8号様式）により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の仕入控除税額相当額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（補助金の返還）

第16条 区長は第8条の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、商店街等に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助金の経理等）

第17条 商店街等は補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

（検査等）

第18条 商店街等は、区長が補助事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合、又は補助事業について報告を求めた場合は、これに応じるものとする。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第19条 区長は、第8条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第16条の規定により補助金の返還を命じたときは、商店街等が補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を商店街等に納付させるものとする。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、商店街等が定められた納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を商店街等に納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（延滞金の基礎となる額の計算）

第20条 前条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命

じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 補助事業

区分
プレゼンコンテストの提案内容を実現するための事業

2 補助対象経費

区分
プレゼンコンテストの提案内容を実現するために要する経費
上記経費に係る事業に付随するイベントに要する経費

\*百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

3 補助対象外経費

区分
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費
使用実績がないもの
補助事業に直接必要がない経費
プレゼンコンテストの提案内容と関係のないイベントに係る経費

別表第2（第2条関係）

商店街振興に係る事業

(1) 東京都北区商店街イベント支援事業 (2) 東京都北区商店街環境整備事業 (3) 東京都北区がんばる商店街支援事業 (4) 東京都北区商店街にぎわい再生プロジェクト推進事業 (5) 東京都北区商店街コミュニティ拠点創出支援事業 (6) 東京都北区商店街街路灯LED化推進事業
---

別表第3（第3条関係）

補助率及び補助限度額

補助回数	補助率	補助限度額
1回目	補助対象経費の 2／3以内	300千円
2回目		200千円
3回目		100千円